

利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■介護報酬告示額

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

身体介護						
区分	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	昼間	166	1,694円	170円	339円	509円
	早朝/夜間	208	2,123円	213円	425円	637円
	深夜	252	2,572円	258円	515円	772円
20分以上 30分未満	昼間	249	2,653円	266円	531円	796円
	早朝/夜間	311	3,175円	318円	635円	953円
	深夜	374	3,818円	382円	764円	1,146円
30分以上 1時間未満	昼間	395	4,032円	404円	807円	1,210円
	早朝/夜間	494	5,043円	505円	1,009円	1,513円
	深夜	593	6,054円	606円	1,211円	1,817円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	577	5,891円	590円	1,179円	1,768円
	早朝/夜間	721	7,361円	737円	1,473円	2,209円
	深夜	866	8,841円	885円	1,769円	2,653円
1時間30分以上 30分増すごと に	昼間	83	847円	85円	170円	255円
	早朝/夜間	104	1,061円	107円	213円	319円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

- ※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ サービス提供責任者に初任者研修修了者（旧訪問介護員養成研修2級課程修了者）を配置する事業所は、上記金額の70/100となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。

生活援助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	182	1,858円	186円	372円	558円
	早朝/夜間	226	2,307円	231円	462円	693円
	深夜	272	2,777円	278円	556円	834円
45分以上	昼間	224	2,287円	229円	478円	687円
	早朝/夜間	279	2,848円	285円	570円	855円
	深夜	335	3,420円	342円	684円	1,026円

(2) 加算料金等

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
特定事業所加算 (I)	所定単位数の20/100	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
緊急時訪問介護加算	100	1,021円	103円	205円	307円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2,042円	205円	409円	613円	初回利用のみ1月につき
生活機能向上連携加算 (I)	100	1,021円	103円	205円	307円	1月につき
生活機能向上連携加算 (II)	200	2,042円	205円	409円	613円	1月につき
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の137/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の63/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

要介護度による区分なし

※特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重介護度者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※生活機能向上連携加算は訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成する場合に加算します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※介護職員等特定処遇改善加算は、上記の処遇改善加算だけでなく経験・技能のある介護職員を評価、その処遇を改善する事を目的としています。また介護員の喀痰吸引、経管栄養などが行うことが出来る資格取得の事業所として受講支援等取り組み、ICTを活用した情報の共有化、介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化等を行っている事業所に認められる加算です。

※地域区分別の単価（7級地 10,21円）を含んでいます。

■保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービスの提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない場合

・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

②「日常生活の援助」に該当しない場合

・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないと判断される行為
・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護新事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する生活援助訪問事業、生活移動支援事業、通院等移動支援事業、配食サービス等の生活支援サービスなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスをご利用なさらず、当該事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要になることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画変更の援助を行います。

■その他費用

(1) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	20 円
-------	----------	------

(2) キャンセル料金

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 10%
ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 25%
ご連絡なく訪問した場合	全額